

○ 暴力団排除条項の規定の考え方

参考

	発出形式	暴排条項の内容等	備考
<p>公営住宅における暴力団排除について</p>	<p>通知（平成 19 年 6 月 1 日：国住備第 14 号）</p> <p>（事業主体の長による入居決定の際の基準）</p> <p><発出者> 国土交通省住宅局長</p> <p><発出先> 各都道府県知事</p>	<p>一 入居決定</p> <p>公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で供給する住宅であり、入居者は、少なくとも公営住宅法第 2 3 条に規定する入居者資格を満たし、事業主体の長により入居決定される必要がある。</p> <p>ここで、<u>そもそも暴力団員は、暴力団活動に従事することにより違法・不当な収入を得ている蓋然性が極めて高いことから、暴力団員については、</u></p> <p>(1) <u>入居者資格審査に当たり、暴力団活動を通じて得られる違法・不当な収入について本人が申告することは期待できないことに加え、このような収入については一般に犯罪の発覚や没収を免れるために隠匿が図られ、又は資金源としてその属する暴力団に移転されるものであるため、所得を的確に把握することは困難であり、入居収入基準を満たしていると判断することができないこと</u></p> <p>(2) <u>暴力団活動に従事し、今般の調査結果においても他の入居者の生活妨害等の行為を行うおそれが高いと判断されるため、入居決定（公営住宅の使用許可）することが適当な者とはいえないこと</u></p> <p>から、入居申込者（その同居者を含む。以下同じ。）が暴力団員である場合には、入居決定しないことを原則とする。</p> <p>二 同居承認及び入居承認承認（略）</p> <p>三 不正入居が判明した場合の措置</p> <p>一及び二に反し、<u>暴力団員であるにもかかわらず偽って入居していることが判明した場合には、法第 3 2 条第 1 項第 1 号に該当するものとして、明渡請求を行うとともに、明渡請求後も退去しない場合には、同条第 3 項に基づく損害賠償請求を行うなど、法に基づき厳正に対処するものとする。</u></p> <p>四 既存入居者である暴力団員に対する措置</p> <p>(1) <u>既存入居者（公営住宅に現に入居している者又は同居している者をいう。以下同じ。）が暴力団員であることが判明した場合には、一(1)と同様に、適法に収入の申告がなされたと判断することができないことから、法第 1 6 条第 1 項ただし書の規定により、近傍同種の住宅の家賃を課すことを原則とし、その自主的な退去の促進に努めるものとする。</u></p> <p>(2) また、<u>既存入居者が暴力団員であることが判明した場合であって、</u></p> <p>① <u>不正入居、家賃の 3 月以上滞納、公営住宅又は共同施設を故意に毀損、公営住宅の転貸（例：暴力団事務所としての使用）等を行ったときには、法第 3 2 条第 1 項の規定に基づき、</u></p> <p>① <u>不法・不当行為等により他の入居者の生活妨害等の行為を行ったときには、条例における迷惑行為禁止規定（例：「第〇条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他の迷惑を及ぼす行為をしてはならない。」）に基づき、</u></p> <p>それぞれ<u>明渡請求を行うとともに、損害賠償請求を行うなど、法に基づき厳正に対処するものとする。</u></p> <p>五 入居後に暴力団員となった者に対する措置</p> <p>入居した時点では暴力団員ではなかったが、<u>入居後に暴力団員となったことが判明した場合には、三と同様に、所要の手続きを経て厳正に明渡請求及び損害賠償請求を行うものとする。</u></p> <p>六 なお、上記一から五までの趣旨を踏まえ、<u>条例上公営住宅における暴力団員の排除に係る措置を明確化することとしても差し支えない。</u></p>	<p>○ 公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）</p> <p>（家賃の決定）</p> <p>第十六条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃（次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第三十四条の規定による請求を行ったにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2～5（略）</p> <p>（入居者資格）</p> <p>第二十三条 公営住宅の入居者は、少なくとも次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>一 その者の収入がイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。</p> <p>イ 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として条例で定める場合 入居の際の収入の上限として政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合 低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額を参酌して、イの政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額</p> <p>二 現に住宅に困窮していることが明らかであること。</p> <p>（公営住宅の明渡し）</p> <p>第三十二条 事業主体は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者に対して、公営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>一 入居者が不正の行為によつて入居したとき。</p> <p>二～六（略）</p> <p>2～6（略）</p>